

21経営第2384号

平成21年7月29日

各都道府県主務部長 あて

農林水産省経営局保険監理官

日照不足、低温及び大雨による農作物等の被害に係る
農業共済の対応について

本年は、6月に北日本を中心に続いていた日照不足が7月に入り全国的な現象となっていることに加え、7月中旬以降北海道では低温が続いているほか、気象庁によると、北日本を中心に今後1カ月程度低温となる可能性が示されるなど、農作物の生育への影響が懸念されています。また、西日本等では大雨により農作物に被害が発生しています。

これらの状況に鑑み、農業共済制度においては、被災農業者に適切に共済金を支払うことにより農業経営の安定を図る制度の機能が遺憾なく発揮されるよう、災害発生時における被害申告、迅速かつ適切な損害評価の実施等について、下記に留意しつつ、共済金の早期支払体制を確立するよう貴管内の農業共済組合等（以下「組合等」という。）への指導をお願いします。

併せて、別添1の「日照不足、低温及び大雨に対する農作物の技術指導について」（平成21年7月24日付け21消安第4362号・21生産第2931号農林水産省消費・安全局長、生産局長通知）が発出されておりますので、組合員等への周知について、組合等に対し指導をお願いします。

なお、このことに関連し、別添2のとおり、貴管内の農業共済組合連合会会長理事あて通知しましたので、申し添えます。

記

- 1 組合等は、見回り調査や、定点的に設定した標準圃場（農作物共済にあっては、農作物共済損害評価要綱（昭和47年3月23日付け47農経B第466号農林省農林経済局長通知）第1章第6節第1の1に定める「標準耕地」を含む。）の生育状況の追跡を行うとともに、関係機関と連携して、区域内の被害の実態を的確に把握し、共済金の支払対象と見込まれる損害が発生した際は、以下の点に留意すること。
 - (1) 組合員等が漏れなく当該損害を申告するよう注意喚起を行うとともに、損害評価を受けなければ共済金を支払えないことを周知する等、組合員等による被害申告漏れにより共済金が支払えないといった事態が生じないよう必要な措置を講じること。その際には、被災農業者を救済するという農業共済制度の趣旨に鑑み、能動的な取組に努めること。
 - (2) 農作物の生育の回復を図り、損害を最小限に抑えるため、事後の施肥、防除対策等を徹底するよう改めて組合員等に対し周知すること。

- 2 組合等は、現地評価（悉皆調査及び抜取調査）を実施する際は、以下の点に留意すること。
 - (1) 現地評価の実施に当たっては、区域内の被害の実態、収穫時期の遅速状況、損害評価員の動員に関する情報等を収集した上で、現地評価に係る実施計画について総合的に検討し、適時適切な実施計画の樹立に努めること。
なお、現地評価終了後から収穫までの間に、新たに共済事故が発生し被害の拡大が見込まれる場合は、再度損害評価を行う必要があるので、必ず再度損害を申告するよう組合員等に周知するとともに、組合員等から申告された損害通知を速やかに取りまとめ、連合会（特定組合にあっては農林水産省。以下同じ。）に報告すること。
 - (2) 損害評価高の取りまとめに当たっては、地方農政局又は農政事務所の統計部、都道府県等関係機関の調査結果

を参考とするとともに、JA等出荷団体からの聞き取りを行うなど、客観性の確保に努めること。

(3) 共済金の早期支払いを期するため、損害評価結果の取りまとめ作業を効率的に行い、連合会に関係資料の提出及び報告を速やかに行うよう努めること。

写

21 経営第2384号

平成21年7月29日

各都道府県農業共済組合連合会会長理事 あて

農林水産省経営局保険監理官

日照不足、低温及び大雨による農作物等の被害に係る
農業共済の対応について

本年は、6月に北日本を中心に続いていた日照不足が7月に入り全国的な現象となっていることに加え、7月中旬以降北海道では低温が続いているほか、気象庁によると、北日本を中心に今後1ヶ月程度低温となる可能性が示されるなど、農作物の生育への影響が懸念されています。また、西日本等では大雨により農作物に被害が発生しています。

これらの状況に鑑み、農業共済制度においては、被災農業者に適切に共済金を支払うことにより農業経営の安定を図る制度の機能が遺憾なく発揮されるよう、災害発生時における被害申告、迅速かつ適切な損害評価の実施等について万全を期し、共済金の早期支払体制を確立するようお願いします。

なお、このことに関連し、別添写しのとおり、都道府県主務部長あて通知しましたので、御了知いただくとともに、貴職においても、管内農業共済組合等に対して、十分なご指導をお願いします。

また、水稻については、広範囲に品質低下が発生し「損害評価の特例措置」が必要と認められる場合には、速やかに農林水産省経営局保険監理官に連絡するとともに、調査資料の保管等について適切な対応をお願いします。